

別表十（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で海上運送法第34条第2項第3号《日本船舶・船員確保基本方針》に規定する船舶運航事業者等に該当するものが措置法第59条の2《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 130\text{円})$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 195\text{円})$ 7」、
「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 110\text{円})$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 165\text{円})$ 9」、
「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 70\text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 105\text{円})$ 11」及び
「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 40\text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円})$ 13」
の各欄の記載に当たっては、当該事業年度において措置法令第35条の2第1項《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》に規定する日本船舶外航事業（3において「日本船舶外航事業」といいます。）の用に供した次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 措置法第59条の2第1項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（3(1)において「日本船舶」といいます。）それぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 130\text{円})$ 」、
「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 110\text{円})$ 」、
「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 70\text{円})$ 」及び
「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 40\text{円})$ 」を適用して計算した金額を記載します。
 - (2) 措置法第59条の2第1項第1号に規定する特定準日本船舶（3(2)において「特定準日本船舶」といいます。）それぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 195\text{円})$ 」、
「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 165\text{円})$ 」、
「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 105\text{円})$ 」及び
「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円})$ 」を適用して計算した金額を記載します。
- 3 「日本船舶の稼働日数16」の欄には、当該事業年度において日本船舶外航事業の用に供した次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定める日数を記載します。
 - (1) 日本船舶 当該日本船舶外航事業の用に供した日数
 - (2) 特定準日本船舶 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項《報告等》に規定する確認証に記載された当該特定準日本船舶に係る同項第3号に掲げる期間の日数